

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年12月21日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	大和高田市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	57-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.yamatotakada.nara.jp/info/seido-hoki/dokujiriyoujimu-todokede.html">http://www.city.yamatotakada.nara.jp/info/seido-hoki/dokujiriyoujimu-todokede.html</a>

執行機関名 大和高田市市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成28年条例第18号)による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの(高齢者に係るひとり親)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		大和高田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第31号)別表第1 第7の項 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法第1条	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第1条

⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。</u>	第1条 この条例は、 <u>重度心身障害老人及び高齢者に係るひとり親家庭の親子等に対し、医療費の一部を助成し、もつて重度心身障害老人等の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則(平成28年規則第6号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第3条第1項第1号及び同条第2項
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	受給資格の認定申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> (高齢者に係るひとり親)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 二	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条第2号 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例(平成8年条例34号)第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該請求を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第4条 大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第8条第1項第2号
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	申請した事項に <u>変更</u> が生じたときの届出に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> (高齢者に係るひとり親)

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成28年条例第18号)第2条第2号 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例施行規則第7条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	受給資格認定の更新申請に係る事実についての <u>審査に関する事務</u> (高齢者に係るひとり親)
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 5 号ニ	大和高田市重度心身障害老人等医療費助成条例第2条第2号 大和高田市ひとり親家庭等医療費助成条例第3条の2
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該届出を行う者又は当該者の配偶者若しくは扶養義務者に係る道府県民税に関する情報	当該申請に係る対象者又は扶養義務者に係る道府県民税に関する情報
備考		